

AI 活用推進ラボ業務委託仕様書

1 委託業務の名称

AI 活用推進ラボ業務

2 目的

物価高騰等の影響を受ける県内企業の生産性及び付加価値の向上を図るため、国の重点支援地方交付金の活用により、以下の取組を一体的に実施することで、県内企業の AI 活用を促進する。

- ・ 県内企業と AI 開発者とのマッチングによる経営課題の解決支援
- ・ AI 活用による新たな商品・サービスの開発・実証の取組への支援
- ・ AI エキスポの開催による AI 活用の機運醸成及び普及啓発

3 実施内容

(1) 支援プログラムの企画・運営等

以下に記載する AI 活用に向けた支援プログラム(以下、「AI 活用推進ラボ」という。)や AI エキスポを一体的に企画・運営し、各項目に関する目標を達成しつつ、かつ事業効果が最大化する取組を企画・提案すること。

【各プログラム等の目標】

プログラム等	項目	目標
ア(ア) 県内企業と AI 開発者とのマッチングによる課題解決支援プログラム	県内企業からの課題の提案件数	100 件以上
	AI 開発者からの課題解決のサービス等の提案件数	100 件以上
	マッチング成立件数	200 件以上
ア(イ) AI 活用推進ラボ事業補助金(開発・実証の取組への支援)	補助金の採択件数	15 件程度
イ AI エキスポ開催	展示会参加人数	3,500 人程度
	セミナー等参加人数	1,000 人程度
	展示会での商談・相談件数	100 件以上

(定義) 用語の定義は以下のとおりとする。

- ・ AI 開発者：AI を活用したサービス等を開発できる県内外の個人、企業及び団体等を指す。
- ・ 開発・実証：本事業における開発・実証とは、AI を活用したサービス等のプロトタイプ(試作品)を開発し、県内企業と連携のもと実際の利用環境で運用することで、技術的成立性、ビジネスモデルの妥当性及び企業へ導入した効果を検証することを指し、具体的には、以下の条件を全て満たすものとする。
 1. AI 活用による新たなサービス等開発に向けた主要な機能が実装されたプロトタイプ(試作品)を開発すること。
 2. 県内企業を実証フィールドとして、企業のデータ等に基づき試用・実証を行い、定量的・定性的な評価データを得ること。

3. 実証結果に基づき、事業年度の翌年度までには、製品化・市場投入が見込まれるものであること。
4. 実証等後に、実証結果報告書及び具体的な製品化・販売計画（改修計画、販売体制等）を提出すること。

ア AI 活用推進ラボの企画・運営等

(ア) 県内企業と AI 開発者とのマッチングによる課題解決支援プログラム

a AI 活用推進ラボ専用サイトの構築

- ・ AI 活用推進ラボの専用サイト（以下、「ラボサイト」という。）を構築し、ラボサイト上で、県内企業の課題及び県内外 AI 開発者の課題解決に向けたサービス等の情報を収集の上、公開すること。
- ・ ラボサイトには、県内企業の課題提案を促すため、県内外企業の AI を活用した取組事例を掲載するなど、県内企業の課題解決に向けた AI 活用方法やその効果についてイメージすることができる参考情報を掲載すること。

b 県内企業の課題の掘り起こし・募集等

- ・ 県内企業の課題の掘り起こしや募集の方法等について提案すること。
なお、県としても、商工団体や金融機関等と連携して周知等の協力を行う。
- ・ 県内 3 地域（上越・中越・下越）で、事業趣旨や、本事業参加のメリット、AI 活用の方法・効果などを分かりやすく説明する説明会を開催するなど、県内企業に広く発信することとし、合わせて、具体の募集につなげる方法等について提案すること。
- ・ DX 認定取得事業者など、ターゲットを絞り込んだ効果的な働きかけについて、その方法等を提案すること。
- ・ 応募のあった課題は、効率的に、AI 開発者とのマッチングに繋がられるよう、その内容整理の方策等について提案すること。

c AI 開発者への情報発信と参画促進

- ・ 県内外の AI 開発者から、県内企業の課題を解決するためのサービス等の提案を募集すること。
- ・ 募集に当たっては、県内で 1 回以上、首都圏で 1 回以上の説明会を開催（オンライン配信併用）するほか、SNS 広告、関連イベントでの周知など、効果的な情報発信と参画を促す方法等について提案すること。
- ・ 提案時点において、具体的に想定する AI 開発者や提案サービス等がある場合、その開発者名やサービス内容等を提案書に記載すること。

d 県内企業と AI 開発者のマッチング

- ・ 適切なマッチングの方法等について提案すること。
なお、ラボサイトに掲載した県内企業の課題に対して、サービス等の提案がない場合においても、受託者より、課題設定に関する県内企業への助言や AI 開発者への働きかけを行うなど、マッチングの成立に努めること。
- ・ マッチングが成立した案件に対しては、引き続き、受託者より助言を行うなど、課題解決が図られるよう支援すること。
- ・ 目標件数の達成に向けた具体的な方法を提案すること。

【事業イメージ】



(イ) AI 活用推進ラボ事業補助金（開発・実証の取組への支援）

a 補助金申請案件の募集

- ・ 県内外の AI 開発者に対し、本補助金の情報発信等を行うこととし、その具体的な方策等について提案すること。
 なお、3 (1) ア(ア)の説明会において本補助金の説明も合わせて行うこと。
- ・ 県内企業の課題を起点とした「企業課題提案型」と、AI 開発者からの課題解決のアイデア等を起点とした「AI 開発者提案型」を設けるが、いずれにおいても、新たなサービス等の開発・実証に向けた提案等の募集を行うこと。

企業課題提案型	県内企業からの課題を踏まえ、AI 開発者による、課題解決に資する新たなサービス等の開発・実証に取り組むもの
AI 開発者提案型	AI 開発者からの課題解決のアイデアに対し、当該アイデアの活用が期待される県内企業の協力を得て、新たなサービス等の開発・実証に取り組むもの

- ・ 上記の提案等を踏まえ、課題を抱える県内企業と AI 開発者とのマッチング支援を行い、本県をフィールドとする、新たな AI サービス等の開発・実証を目指す取組（補助金申請案件）の創出を目指して取り組むこととし、その具体的方法等について提案すること。
- ・ 候補案件等がある場合には、その内容を提案書に記載すること。

b 補助金の公募と審査会運営等

- ・ 県と協議の上、申請事項や審査基準等を明確にした「AI 活用推進ラボ事業補助金公募要領」を策定し、公募及び審査会運営の事務等を実施すること。（なお、補助金交付要綱は県が策定する）

〔想定する主な審査基準項目案〕 ※詳細は、今後県と協議の上決定する

新規性	全国初や他にないサービスであるなどの新規性
事業性	サービス等の商品化により収益等が十分見込まれるなど、ビジネスの展開性やマネタイズの観点
本県への貢献性	本県産業構造等を踏まえ本県の課題解決や高い効果が見込まれ、県内企業へ広く活用・導入が見込まれるなど波及効果が高い

- ・ AI 等の先端技術に精通する専門家 5 名以上で構成する審査会を設け、採択者を選定するための審査会を開催する。委員の手配・調整、謝礼・旅費等の支払いなど、そのために必要となる手続は受託者において行うこと。
なお、審査委員のうち 1 名は新潟県産業労働部創業・イノベーション推進課長を充てること。
- ・ 申請が多数の場合は、県と協議の上、書面による一次審査を実施することも可能とする。
- ・ 採択件数は 15 件程度を想定するが、予算の範囲内で採択件数を増やすことも可能とする。（参考：県予算額：150,000 千円、補助上限：10,000 千円）。
- ・ 採択額が県予算額を大きく下回る場合は、県と協議の上、追加募集及び追加の審査会を開催し、予算額の充足に向けた採択案件創出に努めること。なお、追加募集については、県と協議の上、決定する。

（参考）AI 活用推進ラボ事業補助金概要（※詳細は、今後、県が策定する補助要綱による。）

概要	県内企業の課題解決のための AI 活用による新たな製品・サービスの開発・実証の取組へ助成 (自社で既に製品化されているサービスの単なる修正・バージョンアップの場合や、他社で既に製品化され広く販売されているものは助成対象外とする。)
補助対象	県内外の AI 開発者
課題のテーマ	新潟県内企業・業界等の抱える課題を解決し、生産性向上に資するもの
想定業界等	食品製造業（米菓・日本酒等）、製造業（金属・機械等）、建設業、農林水産業のほか、観光・運輸・サービス・小売等の業界
補助金予算額	150,000 千円
補助率	1/2
補助上限額等	10,000 千円（下限額 3,000 千円）
想定採択件数	15 件程度
対象経費	原材料費、機器設備費、消耗品費、外注費、旅費、専門家謝金、人件費、外部委託費、役員費、使用料及び賃借料、その他経費

c 補助金採択案件の進捗管理・伴走支援等

- ・ 補助金採択案件に関し、補助事業のスケジュール管理や、県内企業と AI 開発者間の調整、将来の事業化・資金調達等に関する助言など、適切なフォローアップ等を実施すること。
- ・ 不採択者に対しても、他支援制度を紹介するなど、可能な範囲で、提案された開発・実証の取組が継続されるよう支援すること。

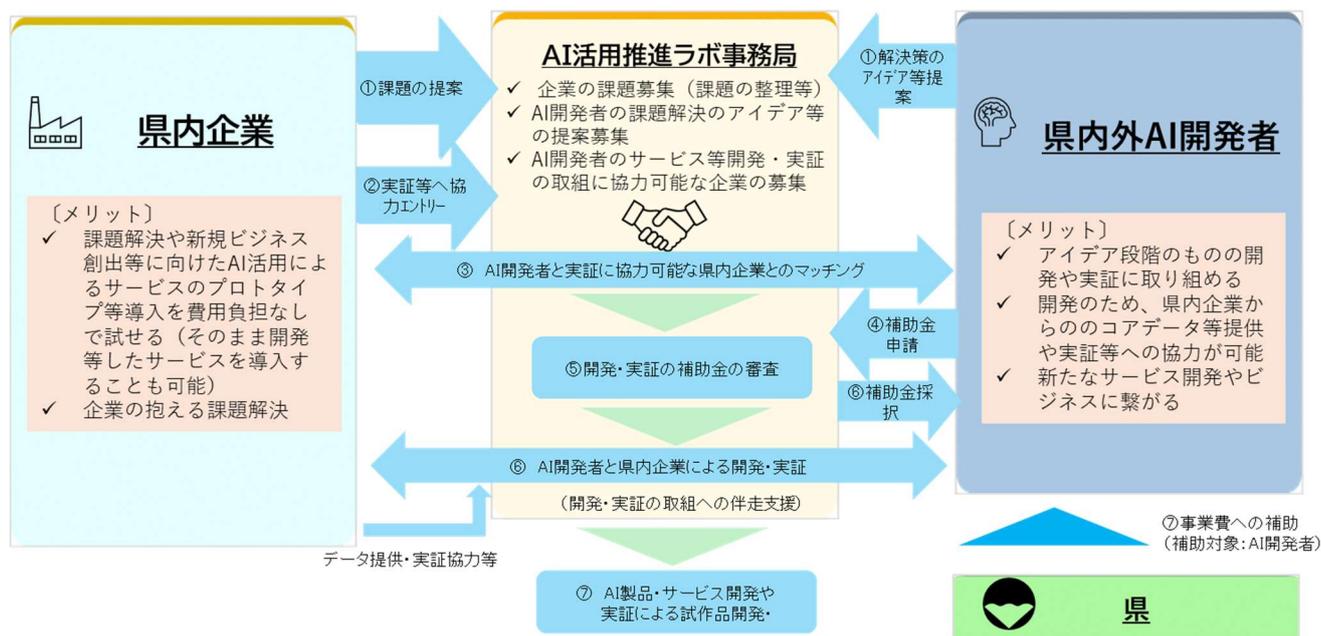
d 成果報告会（中間・最終）の開催

- ・ 補助事業に係る開発・実証の取組や成果を発表する成果報告会を開催し、県内企業への横展開を促進すること。
- ・ 開催に当たっては、対面による開催に加えて、オンラインによる同時配信やアーカイブ配信等を含め広く情報を発信すること。
- ・ 中間成果報告会は、AI エキスポ開催時のプログラムの一環として開催するこ

と。

- ・ 補助事業の参加者へのアンケートを実施し、結果について集計・分析すること。

【事業イメージ】



イ AI エキスポの開催

(7) 目的

AI 活用の具体事例・効果などの紹介や、実際に AI に直接触れる機会の提供を行う AI エキスポを開催し、県内企業の AI 活用を促進する。

(イ) イベント概要

- ・ 開催時期は、令和 8 年秋頃（10 月又は 11 月を想定）とし、開催日数は連続する 2 日間とし、具体の開催日については提案すること。
- ・ 開催場所は新潟市内とし、会場については受託者が提案すること。
なお、開催時期と会場については、県と協議の上、決定する。

(ロ) 業務の内容

a 企画立案

- ・ 当該エキスポの効果を広く訴求するキャッチコピーを提案すること。
- ・ 同時期に開催する AI 関連の類似の大規模イベントとの連携を積極的に図るなど、集客目標達成に向けたイベント企画や集客方法を提案すること。

(展示ブース関係)

- ・ 展示ブースは 70 程度とする。
- ・ 出展者募集要領を策定し、3(1)ア(ア) C の県内や首都圏での説明会を活用するなどし、出展者を募ること。
- ・ ブース出展料は、県と協議の上、受託者において設定しても差し支えない。ただし、出展料は受託者が徴収することとし、その収入は事業の運営経費に全額充てること。
- ・ 出展者は県内に限らず、首都圏等の大手企業を含め、幅広く働きかけを行うこととし、具体の出展者確保の方策等については提案すること。

- ・ 会場内には、総合案内所を設置するほか、にいがた産業創造機構（DX 総合相談窓口など）、3 (1) ア (イ) の補助金の取組を紹介するブースを設置すること。

（参考）DX 総合相談窓口 <https://www.nico.or.jp/sien/senmonka/74017/>

（セミナー関係）

- ・ イベントの集約につなげるため、セミナー・パネルディスカッション・トークイベント等を 10 程度企画することとし、その具体的内容等については提案すること。
なお、講師等の手配・調整、謝礼・旅費等の支払いなど、そのために必要となる手続は受託者において行うこと。
- ・ セミナー等の参加費は原則無料とする。
- ・ AI 活用に係るハンズオンタイプのセミナーの開催など、広く県内企業が関心を持つことのできる体験型のイベントなどを企画・提案すること。

（その他）

- ・ 来場者より、多くのブースを回遊してもらうための仕掛けなどについて提案すること。
- ・ エキスポ実施計画書（タイトル、開催日時・場所・方法、プログラム、広報計画、当日運営計画等）については、県と協議の上、開催日の 130 日前までには策定すること。

b 専用サイトの構築

- ・ イベント専用の特設サイトを構築することとし、その具体的内容や構成については、受託者より提案すること。
なお、開催日の 100 日前までには公開すること。

c 広報・プロモーション

- ・ 集客に向けては、SNS 広告、関連イベントでの周知など、効果的な広報計画を提案すること。
- ・ 開催を案内する広報ツールを作成し、開催日の70日前までに県まで提出すること。（規格等は次のとおり。）
 - ①チラシ：A4・カラー・両面、2,000部/PDF 2MB以内
 - ②ポスター：A1・カラー 100部/PDF 2MB以内
 - ③WEBバナー：3種類〔規格は別途指定する〕
 ※いずれもデザイン提案+校正2回程度を想定

d イベントの参加登録等

- ・ 特設サイトから直接参加登録を行えるようにすること。
- ・ セミナー等は後日、アーカイブ配信を行うこととし、オンライン上で申込受付を行う。

e 当日運営

- ・ 当日の運営マニュアル・シナリオは、開催2週間前までに、県と協議の上、作成すること。（会場内外のサイン計画（各ブース表示、会場図、コーナー表示、セミナータイムテーブル等）を含めること。）
- ・ 当日のイベント案内チラシ（会場レイアウト、プログラム、出展団体紹介等）については、来場者想定数、出展団体参加人数、事務局用、予備の合計数分を

作成する。

- ・ 設営・装飾・撤去、案内表示、受付対応、運営・警備等人員を配置すること。

f AI エキスポ実施報告書等の提出

- ・ エキスポの開催終了後1か月以内に、広報・周知の実績、イベント概要と写真、参加者情報、アンケート集計結果、実施効果・課題・改善案、その他県の指示事項を含む報告書を提出する。

g 著作権等の扱い

- ・ 本業務により生じた著作物の著作権は県に帰属する。

(I) 委託料の扱い等

- ・ 委託料には実施に係る一切の費用を含む（ただし、出展者の旅費・個社独自のブース装飾費、県が実施する広報経費等を除く）。
- ・ 広告等の獲得など、企業等への協賛等の働きかけ等により、イベント内容の充実に努めること。なお、具体的方法などについては提案すること。
- ・ 出展料や協賛収入など AI エキスポの総事業費は、県委託経費とそれ以外の経費等についてそれぞれの内訳・詳細を整理し、実施報告書に含めて県に報告すること。

ウ その他、AI 活用の推進に係る独自提案

上記プログラムやイベントに加え、県内企業の AI 活用につながる効果的な企画を提案すること。

エ 事業成果の県 HP 等での発信

本事業の成果等について、県 HP 等で公表するため、実績報告書とは別に、取組の概要に加えて成果や効果等について資料として取りまとめ、県へ提供すること。

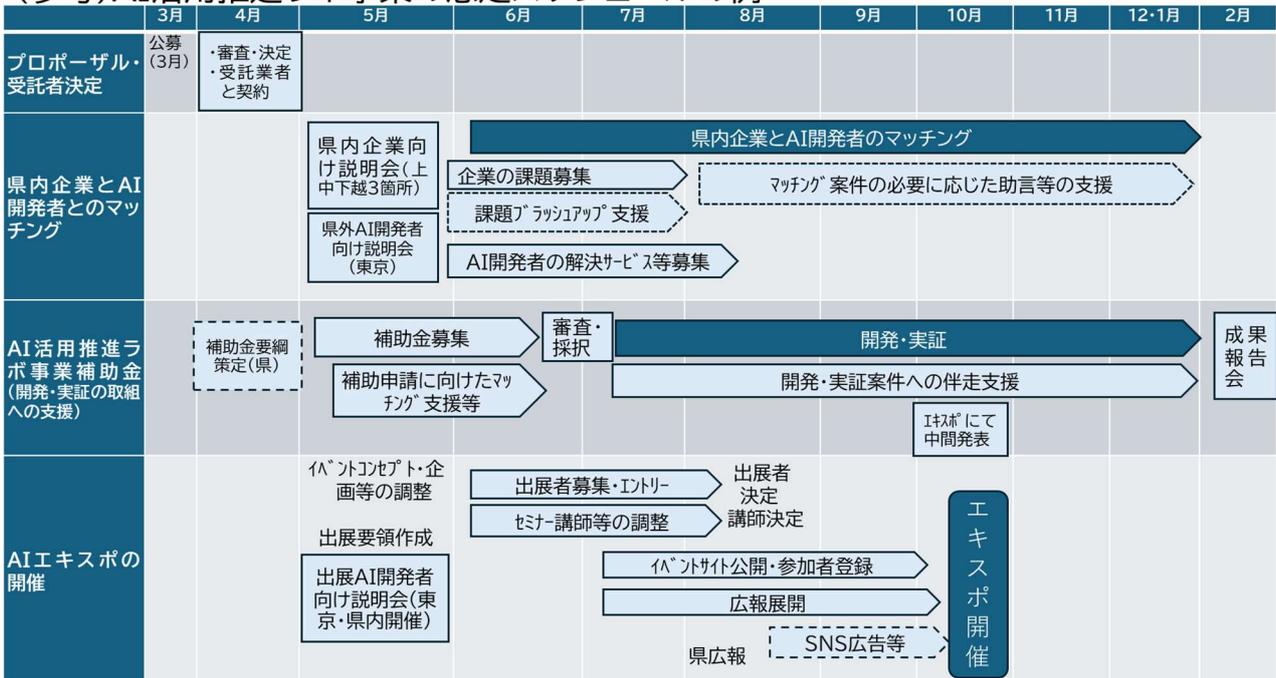
オ 県内企業向け AI 活用事例集の作成

AI 活用推進ラボ事業補助金による開発・実証の取組の成果等のほか、県内企業の有効な AI 活用事例を取りまとめた事例集（A4、カラー、両面、内容やページ数は県と協議）を 700 部印刷し、県へ納品する（令和 9 年度以降、金融機関など支援機関を通じて県内企業へ配付予定）

(参考) 全体スケジュールの想定イメージ

全体スケジュールは以下を目途とするが、補助金の採択者決定時期を除き、提案内容に応じて、県と協議の上、修正は可能とする。

(参考) AI活用推進ラボ事業の想定スケジュールの例



(2) 運営事務局の設置

受託者は円滑に本業務を実施するため、必要な体制を整備するとともに、県と定期的な連絡調整が可能となる運営事務局を設置すること。運営事務局には業務責任者と担当者に加えて、AIに関する所見・ノウハウを有する職員を配置することとし、企業からの相談に随時相談できる体制を構築する。

(3) 活動報告等

- ・ 活動の進捗状況の確認、情報共有、報告、相談・確認等を行うため、県と受託者の定期的なミーティングを開催すること。
- ・ 毎月、活動の状況について報告書を作成し、翌月 10 日までに県に提出すること。令和 9 年 3 月分は、実績報告書に代えることができる。

(4) 実績報告書の作成

- ・ 各支援プログラム、マッチング実績、補助案件成果、AI エキスポ実績・成果、その他の支援、成果報告会などの各事業実施内容について実績報告書を作成すること。
- ・ 本事業について効果測定・成果分析等を行うこと。
- ・ 実績報告書は、紙媒体 1 部、電子データ (PDF 形式及び Word 等の編集可能な形式) によることとし、令和 9 年 3 月 31 日までに県に提出すること。

4 その他

(1) 秘密の保持

ア 本委託事業に関し、県に提出された提案書等は、本委託事業における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。

イ 本委託事業に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

ウ 受託者は、本委託事業により知り得た業務上の秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本委託事業を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）等の関係法令を遵守しなければならない。

(3) 再委託の制限

受託者は、委託事業の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとの委託事業の内容、再委託先の概要について事前に県と協議し、了解を得なければならない。

(4) その他

ア 各事業の詳細は、受託者の提案を踏まえ、県と協議の上、決定すること。

イ 受託者は、委託事業の進捗状況を適宜報告し、県と調整を図ること。

ウ 県は必要に応じて、業務の実施状況について随時実地調査し、受託者に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示を行うものとする。

エ 本事業に関する所有権や著作権は、委託者に帰属し、委託者は、受託者に事前の連絡なく本事業の成果を二次的に利用できるものであること。

オ 本委託業務の実施に要した経費については、現金出納簿、総勘定元帳等、実際の支払が確認できる書類に基づき事業費を清算すること。

カ 委託期間終了後5年間は、本委託業務に関する以下の書類を保存すること。

- ・見積書
- ・発注書
- ・契約書
- ・納品書
- ・請求書
- ・振込依頼書
- ・領収書
- ・現金出納簿
- ・帳簿、元帳

キ 県が行う実地検査に協力すること。

ク 本仕様書に疑義が生じたとき、または本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。

ケ 本事業の実施途中で問題、事故等が発生した場合は直ちに県担当者に連絡するとともに、受託者の責任において解決を図ること。